

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (環境対策課)	1
○道路の区域変更(2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (〃)	2
○海岸法により保管した所有者不明の物件の返還 (港湾・海岸課)	2
公 告	
○ふぐ処理師試験の実施 (薬務衛生課)	2
入札公告	
○一般競争入札(中央監視システムの購入)の公告 (公営企業局 県立病院課)	2

告 示

高知県告示第572号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和4年6月7日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
高岡郡日高村本村字焼坂659番1
公益財団法人エコサイクル高知 代表理事 井上 浩之
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
高岡郡佐川町加茂字唐岩2892番3ほか
- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
管理型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、廃石綿等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条第13号に掲げる廃棄物

5 申請年月日
令和4年4月27日

- 6 縦覧場所
- 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
 - 高岡郡佐川町甲1243番4号 高知県中央西福祉保健所衛生環境課
 - 高岡郡佐川町甲1650番地2 佐川町役場

7 縦覧の期間及び時間
令和4年6月7日(火)から同年7月6日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

- 8 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 9 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である産業廃棄物処理施設の種類の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。

高知県告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年6月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 萩中須崎
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市上分字柏原乙1068番から 須崎市上分字柏原乙1059番3まで	前	3.4 4.9	79
	後	3.9	

須崎市上分字瀧ノ峯乙2844番から 須崎市上分字瀧ノ峯乙2839番まで	後	12.9	79
	前	4.2 5.8	56
須崎市上分字巴家ケ谷乙2959番2から 須崎市上分字巴家ケ谷乙2959番1まで	後	5.8 9.7	56
	前	5.1 6.9	59
	後	6.2 13.3	59

高知県告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年6月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 松原窪川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町米奥字佛ノ窪551番1から 高岡郡四万十町米奥字宮ノ前650番1まで	前	12.2	120
		16.3	
	後	A 12.2 16.3	120
		B 6.7 15.4	

高知県告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年6月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字ナバ木 1436番1から 幡多郡大月町春遠字大イデ 120番まで	16	令和4年6月7日

高知県告示第576号

海岸法(昭和31年法律第101号)第12条第5項の規定により所有者不明の物件を除却し、又は除却させ、当該物件を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該物件の所有者、占有者その他該当物件について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和4年9月14日までに当該物件の返還を受けることができる。

令和4年6月7日

海岸管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻(船名及び船舶番号不明)
- 2 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日時
灰方海岸 須崎市浦ノ内灰方地先
令和4年3月15日午前10時
- 3 物件の保管を始めた日時及び保管の場所
令和4年3月15日午前10時
灰方海岸 須崎市浦ノ内灰方地先
- 4 所有者等の行うべき措置
所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該物件の返還を受けること。
- 5 海岸管理者の措置
海岸管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、海岸法第12条第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、海岸法第12条第10項の規定により、当該所有者等に当該物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

須崎市東古市町6番26号 高知県須崎土木事務所港湾漁港管理課管理第一担当(電話番号0889-42-1584)

公 告

高知県ふぐ取扱条例(昭和36年高知県条例第34号)第11条第1項の規定により、令和4年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。
令和4年6月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の期日
令和4年10月16日(日)及び同月17日(月)の2日間
- 2 試験の場所
(1) 令和4年10月16日
高知市南久万58番地1 RKC調理製菓専門学校
(2) 令和4年10月17日
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県保健衛生総合庁舎
- 3 試験科目及び日時
(1) 実技試験(令和4年10月16日午前10時から) ふぐの処理の実技
(2) 筆記試験(令和4年10月17日午前10時から) 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規
(3) 鑑別試験(令和4年10月17日午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別
- 4 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に写真(申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身を無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月を記載したもの)1枚を添えて提出すること。
- 5 受験手数料
5,280円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。)
- 6 受験願書の受付期間
令和4年9月5日(月)から同月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、令和4年9月16日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)

(2) 県外居住者は、高知県健康政策部薬務衛生課(高知市丸ノ内一丁目2番20号)

8 合格者の発表

令和4年10月28日(金)午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板上合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。

また、高知県健康政策部薬務衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

9 その他の注意事項

- (1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書き、書留郵便とすること。
- (2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持参するほか、試験当日の詳細については、受験票で確認すること。
- (3) 不明な点については、高知県健康政策部薬務衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年6月7日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
中央監視システム 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期限
令和5年3月31日
- (4) 購入物品の納入場所
宿毛市山奈町芳奈3番地1
高知県立幡多けんみん病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた

者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和3年度から令和5年度までに高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格(令和3年1月高知県公営企業局告示第1号。以下「公営企業局告示」という。)に基づき、高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に記載されている者であること。
 - (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号788-0785
宿毛市山奈町芳奈3番地1
高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課
電話番号0880-66-2225
 - (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
令和4年6月7日(火)から同月24日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所にて交付する。
イ ダウンロードによる交付の場合
令和4年6月7日午前9時から同月24日午後5時までの間に高知県立幡多けんみん病院のホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/hata/>)で交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
令和4年7月19日(火)午後2時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和4年

7月15日(金)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階中会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月24日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間に、高知県立幡多けんみん病院長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、公営企業局告示に基づき、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和4年6月17日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があ

るときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)と同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Central monitoring system 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 24 June 2022
- (3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Tuesday 19 July 2022
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Friday 15 July 2022
- (5) Contact: Division of Management and Operations, Department of Management and Operations, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan
Tel: 0880-66-2225
- (6) Others: As in the tender documentation